

公文書の取扱いに係る不祥事発生に伴う

再発防止に関する計画

令和7年9月

河 南 町

目 次

1	はじめに	．．．	2 P
2	事案の概要等	．．．	3 P
3	再発防止に向けた方針	．．．	4 P
4	事案発生の原因分析と課題	．．．	4 P
5	今後の取り組み（再発防止対策）	．．．	5 P
6	その他（通知等）	．．．	7 P

1 はじめに

本町では、平成 16 年の入札に絡む贈収賄事件及び平成 20 年の職員による団体会計の口座現金の横領・着服事件の発生以降、職員に対し、服務規律の確保と綱紀粛正を徹底し、行政に対する住民の皆さまの信頼回復に努めてきました。

しかし、それから約 17 年が経過した令和 7 年 5 月、職員による公文書の不適切な取扱い事案が発覚し、関係行政機関等を巻き込んで、再び住民の皆さまの信頼を損なう事態が起きました。

なぜ、不祥事等は繰り返し起きるのか、なぜ、防ぐことができなかったのか、過去の不祥事の教訓は活かされていなかったのか、職員個人の公務員としての倫理観の欠如はもとより、不祥事の発生を許してしまう職場環境、組織としての仕組みに、これまでに想定できなかった原因があるのか。

働き方改革が推奨され、職員の勤務環境や年齢構成、社会経済情勢が変化するなか、改めて、今回の不祥事が発生した原因と課題の分析を行い、再発防止対策を講じるため、庁内部長級職員等で構成する「河南町不祥事再発防止対策委員会」を設置し、検討を重ねてきた内容を基に、「公文書の取扱いに係る不祥事発生に伴う再発防止に関する計画」をとりまとめました。

不祥事の防止は、職員一人ひとりの意識改革と組織全体の不祥事を防ぐための継続的な取り組み、さらには不断の努力の積み重ねによって実現されるものであります。

そのため、全ての職員が、不祥事を他人ごとではなく、自分自身のこととして捉え、改めて「公務員倫理」と「法令遵守」に対して共通の認識を持ち、不祥事の根絶と信頼回復に向け職員一丸となって取り組んでいくこととします。

令和 7 年 9 月

河南町長 森 田 昌 吾

2 事案の概要等

(1) 事案の概要

令和7年5月、町農業委員会で審議されておらず、許可されるはずのない農地転用事案が大阪府において許可されているという情報を受け、不祥事は発覚した。

本町職員が、町農業委員会の審議を経ていない案件について、大阪府農業会議への意見聴取の手続きを行い、独断で町農業委員会としての意見書に公印を押印して大阪府知事あてに進達したためであった。

職員は、令和7年3月、2件の農地転用許可申請書を窓口で受け付け、町農業委員会への付議手続きをしようとしたが、上司から、当時策定手続き中であった農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更手続き（区域除外）が先決であることを指摘された。

職員は、誤った認識のもと事前相談に応じていたため、申請者に、自分が説明していたスケジュールが遅れる旨を伝えることができなかった。

その後、令和7年4月の人事異動で上司の交代があった。職員は、この機を捉え、従前の経過及び町農業委員会の議決を得ていない案件であることを新しい上司には伏せたまま、大阪府農業会議の意見聴取のための手続きを進め、会議議席上でも通常どおり転用案件の説明を行った。

大阪府農業会議から「許可やむを得ない」旨の意見を取得した後、大阪府知事あての町農業委員会の意見書を上司の決裁を得ることなく作成し、他の職員がいない勤務時間外に上司に無断で公印を押印して、申請書とともに大阪府へ提出した。

提出を受けた大阪府においては、町農業委員会から発出された公文書が真正なものとの認識のもと、農地転用許可申請を許可されたものであった。

なお、不祥事発覚時点で既に許可されていた1件の案件については、大阪府と協議を行い、利害関係者に影響を及ぼさないよう、早急に、町において地域計画の区域の変更手続きを完了させ、また、町農業委員会において、農地転用許可申請に対する意見の進達について追認の議決が得られ、手続き上瑕疵のあった事項を治癒したことにより、農地転用許可の効力に影響はなく、申請者に不利益が生じることはなかった。

また、他の1件については、審査保留となっていたが、是正措置後、審査が再開され、許可されることとなった。

(2) 職員の処分等

処分に関しては、「河南町職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき慎重に審議し、公文書の不適切な取扱いを行い、虚偽有印公文書作成等を行った職員については、停職3か月の懲戒処分、管理監督の立場にある上席職員については、文書訓告とした。

3 再発防止に向けた方針

不祥事の発生は、個人のコンプライアンス意識や公務員としての倫理観の欠如がその大きな要素を占めるが、不祥事の発生を許してしまう、あるいは、そのような行為に及んでしまう職場環境や組織風土、組織としての仕組みについても課題がなかったのか検証することが必要である。

よって、本計画では、大別して「職員の意識改革」、「職場環境の改善」、「組織のガバナンス」の3つの観点から今回の不祥事の発生原因と課題を検証し、本町におけるすべての業務について、これまで以上に再発防止策を徹底することとする。

～不祥事再発防止に向けた3つの項目～



町における全業務を対象とした再発防止対策の徹底

4 事案発生の原因分析と課題

今回の不祥事発生の原因を当事者への聴取結果や河南町不祥事再発防止対策委員会の作業部会において検証した結果、概して、不正行為を行った職員個人の公務員としての倫理観等の欠如、公文書の機能、役割、その重要性に関する認識の低さ、上司や職員間での意思疎通、管理職によるチェック機能の不足等が確認された。

こうした状況の検証、分析を行い、今回の不祥事の発生原因と課題について、上記の3つの項目に分けて、以下のとおり整理した。

(1) 職員の意識改革の面からの原因と課題

【原因】

- ・ 公務員としての倫理観、コンプライアンス意識の欠如
- ・ 不祥事がもたらす職員や社会的影響に関する意識の低さ
- ・ 自らの担当業務に対する慣れや緊張感の低下
- ・ 公文書の機能、役割、重要性に関する認識の不足

- ・管理職のチェック機能の不足

【課題】

- ・職員への各種研修機会の拡充
- ・日常からの公務員倫理、コンプライアンス意識の醸成

（２）職場環境面からの原因と課題

【原因】

- ・業務の属人化、担当者に任せきりの業務管理体制
- ・業務量の増加、職員の負担増
- ・管理職と部下の意思疎通の不足

【課題】

- ・主担、副担任制の徹底
- ・職場内でのコミュニケーション（報告・連絡・相談）の活性化
- ・管理職による業務進捗状況等把握の徹底

（３）組織のガバナンス面からの原因と課題

【原因】

- ・業務の属人化、担当者に任せきりの業務管理体制（再掲）
- ・チェック機能の不足
- ・人事異動の間隙を縫った行為

【課題】

- ・計画的な人事異動の徹底
- ・管理職及び担当職員間でのチェックや牽制機能の強化
- ・公印保管・管理体制の強化
- ・懸案事項に関する業務引継の徹底

5 今後の取り組み（再発防止対策）

「４ 事案発生の原因分析と課題」を解決するため、「３ 再発防止に向けた方針」に掲げる３つの視点から、以下のとおり再発防止対策を講じる。

過去の不祥事を踏まえた取組みの継続、さらには今回の不祥事の発生により浮き彫りとなった課題を網羅し、これらの取組みを組織として反復・継続して実践することを最重要事項とし、組織の中に、より良い慣習を根付かせ、全ての職員が、これまで以上に高い倫理観のもとで、公正かつ適正な行政事務を遂行していく。

（１）職員の意識改革

不祥事を未然に防ぐには、不祥事を他人事として捉えず、職員一人ひとりが、より高

い倫理観を身につけることが第一である。

よって、全ての職員を対象に、公務員倫理の徹底と服務規律の更なる向上に取り組む。

【対策１】 公務員倫理やコンプライアンス意識の向上に関する研修を定期的実施する。

【対策２】 管理職向けに、マネジメント能力の向上のための研修を定期的実施する。

【対策３】 公文書管理や法制執務に関する研修プログラムを充実する。

【対策４】 職員倫理に関するセルフチェックシートにより、定期的な自己点検を行う。

（２）職場環境の改善

職員が一人で業務を抱え込み、孤立することのないよう、担当職員と上司、あるいは職員間のコミュニケーションの向上に努める。

また、職員が安心して意見を言える風通しの良い職場環境を整備し、早期に問題を発見し対応できる体制を構築する。

【対策１】 管理職向けに、マネジメント能力の向上、ハラスメント防止等の研修を定期的実施する。（再掲）

【対策２】 主担、副担制の徹底により、業務の属人化を防止し、職員相互間のチェック機能を強化する。

【対策３】 人事評価制度を通じた面談の一層の活用と課内や係内での定期的なミーティングの実施により、業務の進捗状況等の把握と情報共有の徹底を図る。

（３）組織のガバナンス強化

不祥事の発生を防止するには職員個人の意識改革とともに、不祥事を発生させない組織としてのガバナンスを強化する必要がある、これまで以上に組織としての対策を強化・徹底していく。

【対策１】 幅広い見識を持った人材を育成するため、人材育成基本方針に基づき、より定期的かつ計画的な人事異動に努める。また、人事評価、自己申告制度を人事異動にも活用する。

【対策２】 所属課内においては、業務量や職員個人の適性等を踏まえ、柔軟に事務分担の見直しを行う。

【対策３】 管理職向けに、マネジメント能力の向上のための研修を定期的実施する。（再掲）

【対策４】 「職員の懲戒処分等に関する指針」等を定期的に周知し、不正行為を行った場合、どのような責任を負うのか知らしめ、不正行為の抑制を図る。

【対策５】 公益通報者保護法に基づく内部通報制度を改めて職員に周知し、不祥事につながる法令違反等の防止に取り組む。

【対策６】 公文書管理等における電子決裁機能の導入・活用により、決裁文書の改ざん等が容易にできない環境を整備する。

【対策７】 各種公印は、鍵の掛かる机、金庫等で保管し、保管・管理体制の強化を図

る。

- 【対策８】 一般的な事項のほか、個別具体の懸案事項や不適切な事務処理事案については、必ず記録を残し、事務引継ぎを徹底する。

6. その他（通知等）

不祥事発覚後、本再発防止計画の策定に先行して執った措置については、以下のとおりである。

- ・令和７年６月１１日 管理職全員（部課長級）を対象に、良好な職場環境の構築等を目的とした研修を実施
- ・令和７年６月１３日 通達「職員の不祥事に対する綱紀粛正について」（政策総務部長から職員各位）
- ・令和７年６月１６日 部課長連絡会において、町長から綱紀粛正の徹底について訓示
- ・令和７年６月１７日 公印の保管状況について「公印の保管方法」「鍵の管理」等について、全庁調査
- ・令和７年７月２日 町長から全職員に対して、綱紀粛正の徹底及び再発防止について改めて文書訓示
- ・令和７年８月１２日 職員を対象としたコンプライアンス研修を実施
- ・８月１３日

◆河南町不祥事再発防止対策委員会での検討経過

【作業部会】

- ・第１回 令和７年７月２日 原因と課題の検証
- ・第２回 令和７年７月１０日 //
- ・第３回 令和７年７月１１日 //
- ・第４回 令和７年７月１６日 再発防止対策計画（素案）について
- ・第５回 令和７年７月１７日 //
- ・第６回 令和７年８月６日 //

【対策委員会】

- ・令和７年８月２９日 対策委員会において、課題の検証及び再発防止に向けた取組みについて取りまとめ、町長に報告。

◆有識者の意見聴取

- ・令和７年８月２２日 計画（案）について、顧問弁護士、職員倫理審査会会長の意見を聴取